



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 21/2012年7月号

発行日：2012年7月23日

3月決算の上場会社にあつては、早いもので第1四半期の監査の時期が迫っています。6月の定時株主総会が終了するとすぐに新年度の第1四半期の監査の時期を迎える状況は、決算業務の連続性が要求されていることを意味します。担当されている職員は、大変ですが気を抜かず頑張りましょう！！

### I. 最新情報（2012年6月1日～2012年6月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年6月 5日	意見	企業会計基準公開 草案第47号「包括 利益の表示に関す る会計基準（案）」 等に対する意見に ついて	平成24年4月24日に企業会計基準委員会から『企業会計基準公開草案第47号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」、企業会計基準公開草案第48号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第47号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」』が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成24年5月25日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当事項なし

### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012 年6月 8日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） コンサルテーショ ン・ペーパー「公 的部門の主体によ る一般目的財務報 告の概念フレーム ワーク 一般目的 財務報告における 表示」に対するコ メントの提出につ いて	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2012年1月に、コンサルテーション・ペーパー「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 一般目的財務報告における表示」（Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Presentation in General Purpose Financial Reports）を公表し、広く意見を求めておりました。  日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2012年5月31日付で、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—

### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協 会 HP掲載 日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012 年6 月6日	委員会 報告等	学校法人委員会報 告第43号「有価 証券発行学校法人 監査における監査 報告書及び理事者 確認書について の改正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成24年6月5日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会報告第43号「有価証券発行学校法人監査における監査報告書及び理事者確認書について」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。  本改正は、平成22年3月26日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応するための見直しを行ったものです。主な改正内容は以下のとおりです。  ・ 監査報告書は、「監査の対象」、「財務諸表に対する理事者の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載した。  ・ 理事者確認書は、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」及び学校法人委員会研究報告第14号「理事者確認書に関するQ&A」に対応した修正を行った。  本改正の取りまとめに当たっては、平成24年5月16日から5月28日までの間、草案を公開し、広く意見を募集いたしました。	原則として平成24年6月5日以後提出する監査報告書及び理事者確認書から適用

		<p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」（平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照）により、態様の区分の名称を委員会報告から実務指針へと変更しております。</p> <p>（<a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html">http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html</a>）</p> <p>本改正は、平成 24 年 6 月 5 日以後提出する監査報告書及び理事者確認書から適用されます。ただし、同日前に提出する監査報告書及び理事者確認書から適用することを妨げません。</p>	
--	--	--	--

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 収益の表示方法

我が国では、収益の表示方法について、企業会計原則に「総額主義の原則」が示されていますが、これ以外には、ソフトウェア取引実務対応報告を除き、我が国の会計基準では明確にされていません。一般的には、契約上、取引の当事者となっている場合には、取引の総額を収益として表示し、代理人となっている場合には、手数料部分のみを表示しているケースが多いと思われます。

ソフトウェア取引実務対応報告では、ソフトウェア取引を主たる対象としていますが、ここでは、「一連の営業過程における仕入及び販売に関して通常負担すべき様々なリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど）を負っていない場合には、収益の総額表示は適切ではない」とされ、契約上、取引の当事者であるか代理人であるかにかかわらず、リスクの負担の観点から収益の総額表示と純額表示に関する判断が求められています。

このような考え方は、ソフトウェア取引以外の収益の表示方法（総額表示と純額表示）の参考になると考えられます。

ちなみに、FASB EITFでは、総額か純額の判断にあたり単一の指標で判断するのではなく、複数の指標が示す事実関係と状況に基づき総合的に判断するとされています。複数の指標として下記の指標が例示されていますので、参考にして下さい。

（売上を総額で計上する指標）

- 取引において主たる債務者（ユーザーに対してサービス責任を負う者）である。
- 商品受注前又は顧客からの返品に関して一般的な在庫リスクを負っている。
- 自由に販売価格を設定する裁量がある。
- 商品の性質を変えたり、サービスを提供することによって付加価値を加えている。
- 自由に供給業者を選択する裁量がある。
- 製品やサービスの仕様の決定に加わっている。
- 商品受注後又は発送中の商品に関して物的損失リスクを負担する。
- 代金回収にかかる信用リスクを負担する。

（売上を純額で計上する指標）

- 供給業者が契約の主たる債務者である。
- 会社が獲得する金額は確定している。
- 供給業者が信用リスクを負う。

（注）上記の内容は、「情報サービス産業における監査上の諸問題について」及び「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）」から抜粋致しました。

## 2. ペーパーフェイスブック

今回も引き続き「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承ください。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

## テーマ：学校法人の会計及び監査

### 【疑問】

私立大学と国立大学の財務の比較をしたいのだけれど・・・。

### 【つぶやき】

私立大学と国立大学という表現を用いるためには、はじめにその定義をしておかねばなりません。

すなわち、ここでいう私立大学は、学校法人が設置する大学を言い（学校教育法第2条、私立学校法第2条及び第3条参照）、国立大学は、国立大学法人が設置する大学を言います（学校教育法第2条、国立大学法人法第2条第1項及び第2項参照）。

また、私立大学の計算書類とは、学校法人会計基準第四条に掲げる資金収支計算書（資金収支内訳表と人件費内訳表を含む）、消費収支計算書（消費収支内訳表を含む）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）を言い、国立大学の財務諸表とは、国立大学法人会計基準第39条に掲げる貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分または損失の処理に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書のことで、これらの財務書類の比較可能性を検討します。

そもそも、私立大学と国立大学では、その設立形態、設立目的、そして、会計基準までも異なるため、財務書類を単純に比較することは不可能であるし、それほど有意義でないかもしれません。しかし、高等学校等卒業者の半数以上がどちらかの大学へ進学し、少子化による経営環境の厳しさはどちらの大学についても同様で、また、受験生にとっては一括りの「大学」であることを鑑みるに（もちろん、学費、受験科目数等により一括りにできない受験生もいるでしょうが）、「大学」の公表する財務書類を比較し違いを見たいという声もあるのではないのでしょうか。

比較をするために、それぞれの大学の公表する財務書類同士を対応させなければなりません。

まず、私立大学の消費収支計算書を国立大学の損益計算書に、貸借対照表は貸借対照表同士で対応させます。次に、私立大学の資金収支計算書を国立大学のキャッシュ・フロー計算書に対応させて考えていきます。

さて、私立大学の消費収支計算書は、消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするために作成され、当年度消費収入超過額を求めます（学校法人会計第15条）。これを式で表すと、消費収入－消費支出＝（帰属収入－基本金組入額）－消費支出＝当年度消費収入超過額となります。ここで、基本金組入額は、学校法人会計独特の概念で、一定の固定資産の購入額、基金の設定のために資金支出です。

一方、国立大学の損益計算書は、企業会計のそれとほぼ同様の形態で、経常利益や当期純利益を計算します。

従って、各々の大学の単年度の経営状態を理解するためには、私立大学における当年度消費収入超過額に基本金組入額を加算した金額（消費収支差額）を利用し、また、国立大学における経常利益又は当期純利益を利用す

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

ることで比較可能となるでしょう。

また、私立大学の資金収支計算書は、すべての収入及び支出の内容並びに支払資金の収入及び支出の顛末を明らかにするために作成され、国立大学のキャッシュ・フロー計算書が一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、全体の諸活動を活動区分別に表示します。

両書類の定義に表現の差はありますが、基本的にその目的は同様とみられ、資金収支計算書上の次年度繰越支払資金とキャッシュ・フロー計算書上の資金期末残高が比較可能であると思われます。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上